

「三重県水源地域の保全に関する条例（仮称）」骨子案に関する
パブリックコメントで頂いた意見とその対応（概要）

1. 意見募集期間

平成26年12月12日（金）から平成27年1月20日（火）まで（40日間）

2. 意見の内容

(1) 意見総数

24名の方から57件のご意見をいただきました。
その内容について、次のとおり整理・分類しました。

(2) 意見提出の方法と受付数

郵 送	ファクシミリ	電子メール	合 計
0	3名	21名	24名

(3) 項目別意見数

項 目	意見数
1項 条例の目的	2
2項 定義	2
4項 関係者の責務等	4
5項 水源地域及び特定水源地域の指定	11
6項 水源地域の保全に関する基本的施策	9
7項 水源地域内の土地所有権等の移転等の事前届出制度	12
8項 市町長への通知等	1
9項 報告の徴収及び立入調査	1
11項 勧告・公表・罰則	2
水源地域等の指定に関する基本指針	1
全般 その他	12
合 計	57

(4) ご意見に対する県の考え方

いただいたご意見に対する県の考え方は別添資料のとおりです。

(5) 対応状況

対 応 区 分	件 数
①最終案に反映するもの	2
②最終案に一部反映するもの	4
③既に反映しているもの	
④最終案への反映は難しいが今後の検討課題や参考とするもの	7
⑤最終案に反映する事が難しいもの	10
⑥その他（質問、感想など①～⑤に該当しないもの）	34
合 計	57